

## Actus Newsletter

## 中小企業生産性革命推進事業に係る補助金等



新型コロナウイルス感染症や働き方改革、人手不足、インボイス制度や電子取引への対応など、近年企業では様々な経営課題が発生し、これらへの対応のため「生産性向上」や「制度変更」への取り組みが必要とされています。中小企業等のこれらの取り組みを支援するために「中小企業生産性革命推進事業」では、令和3年度補正予算や令和4年度予算でも引き続き設備投資やIT導入、販路開拓等に取り組む中小企業等を補助金で支援しています。今回は中小企業の皆様にぜひ検討頂きたい補助金についてご紹介します。

## ■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業等(業種別に一定の資本金や従業員数以下の法人等のことをいいます)がコロナ禍によるテレワークの普及などでデジタル化が急激に進んだ社会変化に対応するため**雇用拡大・DX 戦略・環境問題等**に対して行う革新的な開発や生産性向上のための**設備投資**の経費の一部を補助する補助金です。

	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠	グローバル展開型
補助上限	750万円～1,250万円(従業員規模による。グリーン枠は1,000～2,000万円)		3,000万円
補助率	1/2～2/3	2/3	1/2～2/3
補助金の対象	機械装置・システム構築費(単価50万円(税抜)以上の設備投資)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費		左記に <b>海外旅費</b> が追加
締切	(第10回)2022年5月11日17時 (今後も申請受付を継続)		

## ■IT導入補助金

中小企業等が業務効率化等といった経営力の向上や強化を図ることを目的として**ソフトウェアなどのITツール**を導入した時のその経費の一部を補助するものです。インボイス制度を来年に控えているため、企業間取引や経理DX化を推進するためのデジタル化基盤導入枠という特別枠が設けられました。

	通常枠		デジタル化基盤導入枠				
	A 類型	B 類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	
補助上限	150万円未満	450万円以下	会計、受発注、決済、ECソフト	PC・タブレット等	レジ・券売機	(1)左記の対象経費は同じ (2)消費動向等分析経費 50万円×参画事業者数 ※(1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 200万円	
補助率	1/2以内		50万円以下部分	350万円部分	10万円	20万円	左記に係るものは同じ 左記以外の経費は2/3以内
補助金の対象	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大1年分)、導入関連費		通常枠に加えて <b>ハードウェア購入費</b> クラウド利用費は <b>最大2年分</b>			左記に加えて <b>効率的に連携するためのコーディネート費</b> や <b>専門家謝金も対象</b>	

## ■小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が**販路開拓**のために行う新商品の開発や、新規顧客獲得するためのインターネット広告の掲載や展示会への出展などの経費などにかかった経費の一部を補助する補助金です。

	通常枠	特別枠(賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業枠、インボイス枠)
補助上限	50万円	200万円(インボイス枠については100万円)
補助率	2/3	2/3(賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)
補助金の対象	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出店費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、開発費、資材購入費、雑役務費、設備処分費、委託・外注費	
締切	(第8回)2022年6月3日～(第11回)締切2023年2月下旬までの予定	

### Q1. 生産性革命推進事業の補助金以外に中小企業を支援する補助金がありますか？

- A 例えば、5月下旬から申請の受付が始める「事業再構築補助金」があります。  
この補助金は、コロナ禍の影響によって売上が減少している中でも、ウィズコロナ・ポストコロナ時代の経済環境の変化に対応するために、新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の思い切った「事業再構築」を行うことに挑戦する事業者を補助するもので次のように5つの枠があります。

	通常枠	大規模賃金引上枠	回復再生応援枠、最低賃金枠	グリーン成長枠
補助率	中小:1/2~2/3、中堅:1/3~1/2		中小:3/4、中堅 2/3	中小 1/2、中堅 1/3
補助上限(最大)	8,000 万円	1 億円	1,500 万円	1.5 億円
補助金の対象 (補助実施期間)	建物費、機械装置・システム構築費(リース料を含む)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費 (交付決定日~12か月以内(ただし、採択発表日から14か月後の日まで))			
締切	(第6回)2022年6月30日18時(令和4年にさらに2回程度の公募が予定される)			

### Q2. 補助金の申請は、主にどこで行えばいいですか？

- A 「小規模事業者持続化補助金」以外は、電子申請での対応となります。電子申請を行うためには「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要となり、発行後でなければ補助金の申請を行えません。  
GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムで、省庁だけでなく一部の地方自治体でも利用できるサービスがあります。このアカウント発行の場合は、印鑑証明書や代表者印等が必要で、審査があるため発行には通常一週間程度時間がかかります。

### Q3. 補助金では認定支援機関の支援が必要なのでしょうか？

- A 例えば、事業再構築補助金の申請については、認定経営革新等支援機関(認定支援機関)と事業計画を策定(補助金額が3,000万を超える場合には認定支援機関及び金融機関と策定)することが必要になります。アクタス税理士法人は認定支援機関でありますので、お気軽にご相談ください。

### Q4. 補助金の交付までに気をつけることはありますか？

- A 補助金は、要件にもとづいて計画を作成し、申請を行って審査を受けます。その後採択されると、補助金の交付申請に対して交付決定が出て、初めて事業を開始することができます。交付決定の前に、事業に着手すると補助を受けられないことが原則ですので注意が必要です。また、事業を実行後においてまず支払を行って、実績報告後にはじめて補助金は入金されるので、支払いが先行する分資金繰りにも注意が必要です。

### Q5. 補助金の収入に対する税制上の優遇措置は何かありますか？

- A 補助金によって資産を取得する場合には圧縮記帳が適用できる場合があります。  
圧縮記帳とは、有形固定資産の取得に際して収益(補助金等)が発生した場合に、その有形固定資産の取得価額を減額(圧縮)することで圧縮損を計上し、収益と圧縮損を相殺して課税を繰延べる制度です。  
今回紹介した4つの補助金は、法人税法第42条及び所得税法第42条に規定する国庫補助金等に該当するため、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定を使うことができます。



アクタス税理士法人  
アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp> 【 MAIL 】 [info@actus.co.jp](mailto:info@actus.co.jp)

【赤坂事務所】	東京都港区赤坂四丁目2番6号	TEL:03-3224-8888	FAX:03-5575-3331
【立川事務所】	東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル5F	TEL:042-548-8001	FAX:042-548-8002
【大阪事務所】	大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F	TEL:06-6449-8682	FAX:06-6449-8683
【長野事務所】	長野県飯田市松尾上溝2700-1 MATOIビル2F	TEL:0265-59-8070	FAX:0265-59-8077